

淀川水系流域委員会御中

04.12.13

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

12/5ダムWG「住民の声を聴く会」における「治水・利水・環境のどれを重視するか」という今本委員の問いについて

<はじめに>

「治水重視」ならダムを作る方向、「環境重視」ならダムを作らない方向、という意味いみなのでしょうか？

今本委員ご自身が、そんな単純な二分法でこの問題をお考えになっているはずがありません。そんなことは「分かっている」。その上で、「治水重視か環境重視か」という問題の立て方はおかしい、という立場を前提に、以下述べます。

(1) [利水]の決着はついている

12/5にも申し述べた通り、「新規利水は不要」で決着済みです。しかし異常渇水への対応等（しつこく言いますが、これは水資源開発促進法の射程外であり、異常渇水対策のためのダムを水資源機構が作る、というのは違法行為です）の問題はなくなったわけではありません。

しかし、「異常渇水のためにダムを作る」というのは、環境コストを度外視してさえも費用対効果が悪すぎます。冗談抜きに「ペットボトルの水とどちらが高いか」という議論をしなければならなくなります。もし「異常渇水時に対応するために」と言うなら、きっちり「蛇口で幾ら」まで出して貰わねば話になりません。

なお、アスファルトに覆われた都会一平地でも80mm/hなどという降雨があったりする昨今、雨水の貯留について、洪水対策と併せて検討すべき課題だとうと思われれます。ただ、「良いこと」を提案すると、やたらにその事業を肥大化する傾向にあることには十分注意しなければなりません。

(2) 環境について

1997年河川法改正で「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的に付け加えられました。金屋敷様のご指摘の通り、ここでの「河川環境」とは何か、その「整備と保全」とは何か、定義が実に曖昧です。こんなに曖昧なものを法の「目的」とするのはいかなるものか、という思いは私にもあります。これが実はダムを作る・作らないのせめぎ合いの中の「妥協の産物」に他ならないことは当時から透けてみえました。

ときに妥協は必要・・・そういう意味では全面否定はしませんが、「環境重視」ということから、余り積極的なものは産まれないのではないかと感じています。各地で「環

境再生」と称する大々的な新たな金喰い虫の自然破壊さえ起きています。妙に「環境重視」を押し出して頂きたくない、という思いさえあります。

大きな意味での自然環境の急激・大規模な改変は避けるべき（原則「やってはならない」）ことであることはすでに議論の終わった明白な「事実」です。

だからこそ「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えられるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」という立場を表明したのではなかったのでしょうか？（提言03.1.17）

（３）治水について

河川管理の目的は主に治水であるべきだ、と私は考えています。治水が環境と相反するとすれば、その「治水」は誤った治水なのです。「治水重視」がダム推進になるなど「とんでもない」錯誤です。

1／〇〇の洪水に対応－計画降雨－基本高水流量－計画高水流量－洪水調節のためのダム－という考え方そのものが、完全にアナクロニズムなのではないか、と思いますが、今、その議論に踏み込むのはやめます（「専門」ではありませんし）。

しかし、2004年の全国各地の水害は「上流のダムで水害を防ぐ」ことの難しさをしっかりと示したことは明らかです（04.10.31付け「提言」参照）。

もし「上流のダムで水害を防ぐ」とすれば各支流の上流にそれなりの規模のダム群を作り（現在具体化しているダム計画では不足している、ということになるのでは？）、かつ計画高水流量を安全に流下できる河道整備を行わなくては「安全」にはなりません。この財政難の続く中、何十年かかってもそれは容易に完成しません。そしてそれが完成してもなお、超過洪水にはひとたまりもないのです。

実際に04年に揖斐川で起こったことは、「ダム事業費を優先するために河川改修費を削り、排水機場改築事業費を削り、砂防事業費補助を削った」ということです（87億円の「04年度徳山ダム建設事業費追加予算執行」は「治水特別会計の項の間の移用」という非常に特殊な方法で行われました。詳しくは国交省河川局に一近畿地整では分からないでしょう－「説明」させて下さい）。住民の安全を重視したとは到底思えません。

そして現に23号台風（10月20日）で、揖斐川右岸地域で浸水被害が発生しました。揖斐川上流の横山ダムは十分にまだ余裕がありました（貯水率は最高で51.3%）。だから本川水位は高くはありませんでした。しかし、それでも水害常襲地域の16回目の浸水被害は防げませんでした。横山ダムの上流に徳山ダムを作っても、何の解決にもならないのは明らかです。

水害訴訟において河川管理者が水戸黄門の印籠のごとく持ち出す「大東水害訴訟最高裁判決」でも指摘している通り、「財政的制約」「社会的制約」「技術的制約」は厳然と存在します。限られた予算と技術で洪水を全て河道に押さえ込むことは不可能です（100年、200年後には可能かもしれない、というような噴飯物の話はやめましょう）。

「治水重視」であればこそ、ダムのような膨大な事業費がかかる（そして環境負荷を軽減しようとすればさらに膨大な経費がかかる）施策は採らないで、溢れても甚大な被害を

避けるようなきめ細かい流域・地域ごとの施策が求められているのです。

淀川水系流域委員会に課せられた歴史的使命は大きいのです。その重責に応えて下さい。

※庶務注 個人情報の掲載については許可を得ています。